

さいたま市業務委託業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する業務委託の業者選定について、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名業者の選定は、さいたま市競争入札参加資格に関する審査を受け、業務委託に係る資格者名簿に登載された者の中からさいたま市業務委託業者選定委員会設置要領(平成17年さいたま市制定)又はさいたま市契約審査委員会設置要綱(平成15年さいたま市制定)に基づく審査を経て行うものとする。

(委託業務の発注標準)

第3条 次の各号の業務分類に属する業務委託の指名業者の選定は、原則として別表の区分に従って行うものとする。

建物管理等業務

警備業務

清掃業務

2 業務委託の選定上必要があるときは、次の各号に掲げる業務委託について当該各号に定める業者を選定することができる。

A級に区分された業者を選定すべき業務委託

B級に区分された業者

B級に区分された業者を選定すべき業務委託

A級に区分された業者

C級に区分された業者を選定すべき業務委託

A級又はB級に区分された業者

3 特殊な技術を要する業務委託、緊急を要する業務委託、その他理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、業者を選定することができる。

(指名業者として選定できない業者)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者として選定することができない。

さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成20年さいたま市制定)に基づく入札参加停止期間中である者

さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外期間中である者

主要取引先からの取引停止等の事実があり経営状態が著しく不健全である者

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項による営業停止処分期間中の者

地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の11で準用される令第167条の4第1項に該当する者及び市の発注する業務委託で同条第2項各号のいずれかに該当する行為があった者

市の発注する業務委託等で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者

労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第5条 指名業者を選定するときは、市内業者育成に配慮し、次の各号に掲げる事項について総合的に勘案するとともに、指名が特定の業者に偏することのないよう、留意するものとする。

不誠実な行為の有無

経営状況

履行成績又は履行実績

指名及び受託数の状況

発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性

発注契約に対する履行能力

その他必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

発注標準

建物管理等業務

発注の標準となる執行予定額	発注区分
1000万円以上	A
1000万円未満 500万円以上	B
500万円未満	C

警備業務

発注の標準となる執行予定額	発注区分
500万円以上	A
500万円未満 100万円以上	B
100万円未満	C

清掃業務

発注の標準となる執行予定額	発注区分
500万円以上	A
500万円未満 100万円以上	B
100万円未満	C